

宮古市提案事業実施要綱

平成 20 年 7 月 1 日告示第 88 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、宮古市協働推進条例（平成 20 年宮古市条例第 31 号。以下「条例」という。）第 10 条第 2 項の規定に基づき、提案事業（市の執行機関が地域自治組織、市民活動団体及び事業者からまちづくりに関する事業の提案を受け、協働で行う事業をいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(提案事業)

第 2 条 提案事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) テーマ設定型事業 市の執行機関からの課題提起に対する課題を解決するための事業
- (2) 自由提案型事業 地域自治組織、市民活動団体又は事業者からの課題提起による地域課題を解決するための事業

2 次のいずれかに該当する提案事業は、この要綱の対象としない。

- (1) 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの
- (2) 政治、宗教又は選挙運動を目的とするもの
- (3) 施設等の建設又は整備を目的とするもの
- (4) 国、地方公共団体、独立行政法人、社団法人等からの委託、補助、助成等を受けて実施するもの
- (5) 公序良俗に反するもの

(実施期間)

第 3 条 提案事業の実施期間は、原則として単年度とする。

(提案できる者)

第 4 条 提案事業を提案することができる者（以下「応募対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす地域自治組織、5 人以上で構成する市民活動団体、事業者又はこれらの者で構成する連合体とする。

- (1) 主たる活動地域が宮古市内であること。
- (2) 応募対象者が法人の法人市民税及び固定資産税の納税義務者であるときは直近 3 年分のこれらの税を滞納していないこと。

(事業の公募)

第 5 条 市の執行機関は、テーマ設定型事業を公募しようとするときは、宮古市テーマ設定型事業概要書（様式第 1 号）により公募するものとする。

2 テーマ設定型事業の公募については、次に掲げる方法のうち全部又は一部の方法により行うものとする。

- (1) 市の広報紙への掲載
- (2) 市のホームページへの掲載
- (3) 市の施設での閲覧又は配布
- (4) その他必要と認められる方法

(事業の提案)

第6条 提案事業の提案を行おうとする者は、市長が指定する期日までに宮古市提案事業企画提案書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 団体概要書(様式第3号)

(2) 団体の定款、規約又は会則

(3) 団体の構成員又は役員の名簿

(4) 団体の経営状況及び活動状況を示す資料(前年度分の事業報告書、決算書、当該年度の事業計画書、収支予算書等)

(5) その他市長が必要と認める書類

(予備選考等)

第7条 市長は、提出された提案事業について、別に定める選考方法により予備選考を行うものとする。

2 市長は、当該予備選考の結果を宮古市提案事業予備選考結果通知書(様式第4号)により速やかに提案事業を提案した者(以下「提案者」という。)に通知するものとする。

3 市の執行機関は、予備選考により選考された提案事業について、その内容を把握し、具体的な役割分担等を調整するため提案者と協議を行い、宮古市提案事業意見書(様式第5号)を作成するものとする。

(審査)

第8条 市長は、前条の規定により協議が調って選考された提案事業について、宮古市市民自治推進委員会(以下「委員会」という。)に諮るものとする。

2 委員会は、前項の提案事業の適格性、内容等について宮古市提案事業意見書を参考に審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

3 市長は、委員会の報告を受け、候補となる提案事業を決定し、その結果を宮古市提案事業審査結果通知書(様式第6号)により速やかに提案者に通知するものとする。

(事業化の協議)

第9条 市の執行機関は、候補となった提案事業の事業化について調整するため、提案者と協議を行うものとする。

(事業の中止)

第10条 市長は、第7条第3項又は前条の協議の過程において提案事業の実施が著しく困難であると判断した場合は、宮古市提案事業協議中止通知書(様式第7号)により速やかにその旨を提案者に通知するものとする。

(提案の取下げ)

第11条 提案者は、第7条第3項又は第9条の協議の過程において提案事業の実施が著しく困難であると判断した場合は、宮古市提案事業取下届出書(様式第8号)により直ちに市長に届け出なければならない。

(新たな選考等)

第12条 市長は、前2条の規定により提案事業が中止又は取下げとなった場

合において、当該中止又は取下げとなった提案事業について複数の同種の提案事業があったときは、委員会の報告を参考に当該複数の提案事業から新たな提案事業を選考することができる。

2 前項の規定により新たに提案事業となったものの協議等については、前3条の規定を準用する。

(事業の選定)

第13条 市長は、第9条の規定により行われた協議において、事業化の調整が図られたものについて、提案事業として選定する。

(事業の実施)

第14条 提案者と市の執行機関は、前条の規定により選定された提案事業について、合意された役割分担等に基づき、誠実に実施するものとする。

(実施状況の報告)

第15条 提案事業を実施した者は、提案事業が完了したときは、完了の日から起算して20日以内に宮古市提案事業完了報告書(様式第9号)及び関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、提案事業の実施結果について、委員会に報告するものとする。

(実施状況等の公表)

第16条 市長は、毎年度、前年度の提案事業の実施状況等について、次に掲げる事項を市のホームページで公表するものとする。

- (1) 提案の受付状況
- (2) 提案団体の名称
- (3) 提案の内容
- (4) 委員会での審査結果
- (5) 協議概要
- (6) 実施状況
- (7) 成果及び評価の概要

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

テーマ設定型事業概要書

テーマ（課題）の名称	
協働したい相手（パートナー）	
提案を募集する内容	
実施したい事業の具体的な内容	
事業の概要	
役割分担	相手（パートナー）
	市
予算額	
現状・課題	
担当部署	

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

宮古市提案事業企画提案書

宮古市長 あて

団体住所

団体名

代表者

宮古市提案事業実施要綱第6条に基づき、市と協働で行う事業について、関係書類を添付して企画提案します。

事業の名称	
提案の区分	(いずれかに○) ・テーマ設定型事業 [テーマの名称] ・自由提案型事業
提案者の区分	市民活動団体・地域自治組織・事業者・連合体 (いずれかに○)
提案事業で解決したい地域の課題	
上記の課題の現状と原因についての認識	

提案事業の内容	地域の課題の解決となる提案事業の概要		
	個別事業の具体的な内容		
	事業のスケジュール		
	事業実施に必要な予算		
	事業の実施体制		
	事業の役割分担	提案者	
市			
他の団体			

達成しようとしている 成果、期待される効果	
協働の必要性、相乗効果、事 業実施者のメリット	
提案事業を進めていく うえで想定される課題	
団 体 連 絡 責 任 者	職・氏名 住 所 連 絡 先 TEL

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

宮古市長 印

宮古市提案事業予備選考結果通知書

提案のあった事業について、宮古市提案事業実施要綱第7条により下記のとおり通知します。

事業の名称	
提案の区分	(いずれかに○) ・テーマ設定型事業 [テーマの名称] ・自由提案型事業
選考結果	

様式第5号（第7条関係）

宮古市提案事業意見書

担当課名

団 体 名	
事業の名称	
事業の区分	(いずれかに○) ・テーマ設定型事業[テーマ名称] ・自由提案型事業

1 公共性について(市の事業として適切か。) *該当する欄に○を記入してください。

1	公共性が高く担当課として取り組みたい事業と考える。	
2	公共性を有する事業であると考え。	
3	公共性を有する事業であるとは考えられない。	

2 協働について（提案者と市と協働の必要性があるか。）

1	必要性が非常に高いと考えられる。	
2	必要性があると考えられる。	
3	必要性があるとは考えられない。	

3 事業の実行性について（事業の内容、スケジュール等は、具体的・現実的で実行可能か。）

1	実行性が非常に高いと考えられる。	
2	実行性に問題はないと考えられる。	
3	実行性があるとは考えられない。	

4 事業の効果について（事業を実施することにより期待される効果について）

1	事業効果が高く担当課として取り組みたい事業と考えられる。	
2	事業効果があると考えられる。	
3	事業効果があるとは考えられない。	

5 役割分担について（提案者と市との役割分担は明確かつ適切か。）

1	役割分担は非常に明確で適切である。	
2	役割分担は明確で適切である。	
3	役割分担は明確で適切であるとは考えられない。	

年 月 日

所属長名

印

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

宮古市長 印

宮古市提案事業審査結果通知書

提案のあった事業について、宮古市提案事業実施要綱第8条により下記のとおり通知します。

事業の名称	
提案の区分	(いずれかに○) ・テーマ設定型事業 [テーマの名称] ・自由提案型事業
審査結果	

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

宮古市長 印

宮古市提案事業協議中止通知書

提案のあった事業について、宮古市提案事業実施要綱第10条の規定により協議の中止を通知します。

事業の種類	(いずれかに○) ・ テーマ設定型事業 [テーマの名称] ・ 自由提案型事業
事業の名称	
理由	

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

宮古市長 あて

団体住所

団体名

代表者

印

宮古市提案事業取下届出書

提案を行った事業について、宮古市提案事業実施要綱第11条の規定により取下げを届け出ます。

事業の種類	(いずれかに○) <input type="checkbox"/> テーマ設定型事業 [テーマの名称] <input type="checkbox"/> 自由提案型事業
事業の名称	
理由	

様式第9号（第15条関係）

宮古市提案事業完了報告書

1 事業名及び実施団体

団体の名称		代表者名	
団体の区分	1 地域自治組織	2 市民活動団体	3 事業者 4 連合体
事業の名称			
事業の形態	1 委託	2 事業協力	3 その他（ ）

2 事業の内容

事業の概要	
現状・解決すべき課題	
事業の目的	
達成しようとした成果、期待した効果	
事業実施により達成した成果、効果	
契約金額	
契約期間	

3 協働の内容

協働の必要性		
役割分担	提案者	
	市	
	他の団体	